

■用語集

ア行	依存財源	国や県から交付される財源 具体的には、地方交付税・地方譲与税・国庫支出金・都支出金・地方債など
カ行	稼働率	施設の利用度合いを示す指標 保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と1年間の利用件数より求める。
	行政財産	市が行政サービスを行うことを目的として保有している財産（土地・建物）
	減価償却相当額	企業会計で用いられ、使用や時の経過による建物等の価値減少分を「コスト」として計上する手法で、一般的な公会計（現金主義会計）では用いない手法 本白書では、価値減少分をコストとしてみなすことにより、計画的な施設整備につながるため、トータルコストとして仮定している。
サ行	事業運営にかかるコスト	人件費や、そで行われている事業費、事業にかかる消耗品等のコスト
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入することができる財源 具体的には、市税・使用料・手数料・財産収入など
	施設にかかるコスト	行政サービスが行われている施設を維持管理していくために必要なコスト 具体的には、光熱水費や各所修繕費、清掃・警備等の委託費、賃料等
	指定管理者制度	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参加できる制度 市では総合体育館、市民交流センター等の運営に導入している。
	事務事業	市が施策を実現するための具体的な手段 市が直接実施するものや補助金等を交付して実施するものがある。
	修繕費	故障や経年劣化に伴う修繕。予算上、修繕費は工事費と別に措置される。
	消費的経費	支出の効果が単年度の短期間で終わる性質の経費
タ行	大規模改修	建築当初の機能・性能を上回る機能向上を図るための改修工事 市では、屋上や外壁の大規模改修を実施している。
	耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準 現行の耐震基準（新耐震基準）は1981年に改正された基準
	建物総合評価	建物の物理的状況（建物の安全性、維持管理にかかる費用の効率）を容易に判断し、施設整備の優先度を把握するための手法 建物の老朽化状況、法改正や時代のニーズの変化に対応するための改善状況、維持管理に必要な経常的経費（光熱水費等）の状況を把握する。
	投資的経費	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など
	トータルコスト	人件費や事業費等の事業運営にかかるコストや光熱水費、各所修繕費等の施設にかかるコスト、減価償却相当額等、行政サービスにかかる全ての費用
	団塊世代	第二次大戦後、1947年～1951年に生まれた世代（ベビーブーム）のこと
ハ行	バリアフリー	高齢者や障害者を含め、誰でも利用できるように障害を除く施策 建物のバリアフリー対応として、多目的トイレの設置や車椅子エレベータの設置、道路から入口までのスロープの設置等がある。

ファシリティマネジメント	企業・団体などの全施設及び環境を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動で、組織体が保有し、あるいは使用するすべての業務用施設設備を対象として、その有り方を最適に保つことを目的として、総合的、長期的視野に立ち、多面的な知識・技術を活用して行う計画、管理活動
扶助費	社会保障制度の一環として、支出される費用 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。
普通会計	予算・決算書数値とは若干異なり、自治体間の財政状況を比較・分析できるようにするために総務省が定める基準を用いて作成される会計
普通財産	行政財産以外の財産 特定の行政サービスを行っていない土地・建物

小金井市施設白書

平成 24 年 3 月発行

編集・発行：小金井市企画財政部 企画政策課

〒184-8504 小金井市本町 6-6-3

電 話 042-383-1111 (代表)

